

博士論文要約

ライン同盟諸国における『ナポレオン法典』の継受とギーセン会議 —バイエルン州立文書館（ヴェルツブルク）所蔵文書の研究—

福岡大学大学院 法学研究科 博士課程後期 三宮 希

要約目次

1. なぜ、いま、ギーセン会議か？
2. ギーセン会議のあらまし
3. ナポレオン法典の導入方法をめぐって
4. インフラ整備をめぐって
5. 土地所有権にかかる諸問題について
6. 婚姻と離婚に関する教会の関わりをめぐって
7. 残された諸課題と今後の研究について

1. なぜ、いま、ギーセン会議か。

日本におけるドイツ近代法制史研究は、プロイセンを中心に行われてきた。しかし、トーマス・マンの講演『ドイツとドイツ人』にならえば、近代ドイツの法文化は、プロイセンの覇権のもとでの第二帝政成立の前に、しかも、プロイセンではなく、むしろ、バイエルン、バーデンなど、西南ドイツで形成されたものであり、これが1848年のフランクフルト国民議会とフランクフルト憲法に結実したと考える。プロイセンではなく、西南ドイツの近代法制史に注目すると、19世紀初頭におけるライン同盟の結成とこの同盟に参加した西南ドイツ諸国におけるナポレオン法典の継受が、避けて通ることのできない出来事として立ちはだかつて来る。

ドイツにあっては、特に、プロイセン中心の法制史学においては、ライン同盟諸国におけるナポレオン法典の継受は、ナポレオンから押し付けられたドイツ民族の不幸であると解され、顧みられることがなかった。しかし、第二次世界大戦後におけるドイツとフランスとの和解やEUの結成を背景として、ナポレオン法典の継受が、ドイツにおける近代法形成に貢献した1つの要因であったとの見方が主張されるようになる。とりわけ、ビーレフェルト大学を中心としたいわゆる「社会史」研究の中から登場した1974年（第3版は1983年）のエリザベート・フェーレンバハの研究は、ドイツにおける法の近代化にとってのナポレオン法典継受の意義をあきらかにしたものである。その後、ヴェルナー・シューベルトやバルバラ・デレマイアらの研究が生まれ、昨年2018年には、ヴェレナ・ペータースの学位論文が公刊された。日本では、特に栗城壽夫の業績を挙げることができる。わ

たしも、修士論文で当時の雑誌論文での議論を手掛かりに研究を行った。

ライン同盟諸国におけるナポレオン法典の継受の過程で、これまでの研究にあって、その重要性については指摘されながら、日本だけでなく、ドイツを中心とするヨーロッパの学界でもこれまで明らかにされることがなかったのが、1809年9月4日から1810年3月28日まで、現在のドイツ連邦共和国ヘッセン州の大学都市ギーセンで開催されたギーセン会議である。なぜ、いま、ギーセン会議か、ということについて説明したい。

第一に、ギーセン会議ではじめて、ライン同盟諸国は、当時の国家の垣根を超えて、共通の民法典導入について議論された。この議論が、ティボー＝サヴィニーによる1814年以降の、ドイツにおける統一的民法典導入をめぐる論争につながる。したがって、ティボー＝サヴィニーによる法典論争を真に理解するには、共通の民法典としてのナポレオン導入をめぐるギーセン会議での議論の研究が重要である。

第二に、ギーセン会議での議論が、さらに1815年のドイツ連邦、そして、1848年のフランクフルト国民議会での議論に引き継がれた。したがって、ドイツにおける民主主義運動の萌芽としてのフランクフルト国民議会の国制史的意義をあきらかにするためにも、ギーセン会議まで立ち返る必要がある。

第三に、ギーセン会議で継受の対象となったナポレオン法典は、フランス革命をめぐりぬけて編纂された。ナポレオン法典は、一方では、革命前のフランスにおける北部慣習法地域と南部成文法（ローマ法）地域との法文化の成果であり、また、ナポレオン法典の規定の中には、民事死、妻の無能力、非嫡出子の差別的取り扱いなど、今日から見れば、保守反動的な規定も少なくない。しかし、他方では、フォイエルバハが述べたように、人格の自由、法の下での平等、財産権、特に土地所有権の絶対性、そして婚姻や離婚からの教会の排除など、19世紀初頭のドイツ諸国では、到底実施不可能とされた諸規定を含むものであった。ナポレオン法典をドイツで導入しようとするれば、「革命的」規定を、「身分制的伝統的」社会の中に、どのように取り込むべきかが問題となった。この問題がドイツの複数の国家間でナポレオン法典全体について集中的に議論されたのが、ギーセン会議であった。

このようにギーセン会議は、ライン同盟諸国におけるナポレオン法典の継受、ドイツにおけるフランス法文化の継受、さらには、法典継受のさいに必ず生じるだろう法文化の摩擦を、具体的に検証する格好の題材だと考える。

この会議に関しては、ヴェルツブルクの元大司教宮殿（レジデンス）内にあるバイエルン州立文書館が現在所蔵する会議議事記録および会議に提出された53通の意見書が重要であることが指摘されてきた。しかし、不思議なことに、現在まで、日本はもとよりドイツにあって、これを素材とした研究が行われることはなかった。わたしは、取り寄せたCD版に拠ってこれを解読し、日本語に全訳したうえで、ギーセン会議の全容を明らかにすることに取り組んだ。

2. ギーセン会議のあらまし

1808年11月24日、ライン同盟加盟国の1つ、ナッサウ公国は、ヘッセン大公国およびバーデン大公国に、ナポレオン法典継受のための国際会議開催を呼びかけた。これに対して、ヘッセンは参加を受諾したが、バーデンは、ナポレオン法典をベースとしたバーデン＝ラント法の編纂がすでに完了していることを理由に参加を拒絶した。その後、この会議開催の知らせを聞いたライン同盟筆頭君侯カール・ダルベルクは、参加を表明した。会議の開催地は、既述のように、ヘッセン大公国の大学都市ギーセンに決まった。会議は、1809年9月4日に第一回目が開催され、1810年3月28日の第47回目をもって終了した。

ナッサウからはアルメンディンゲンが、ヘッセンからはグロルマンとヤオブが、そして、筆頭君侯国からはムルツァーが、派遣された主な委員であった。派遣された各委員の派遣元の各国君主によるコントロールについては、それぞれ相違があった。最もコントロールされたのは、筆頭君侯国のムルツァーだった。彼は、筆頭君侯に審議内容を逐一報告し、指示を仰いだ。ナッサウのアルメンディンゲンは、派遣元から個人としての意見を述べることを許されていた。ヘッセンからのグロルマンとヤオブは、派遣元からの正式の委任状を持たず、もっぱら、個人としての発言に終始した。

会議では、ナポレオン法典の全体が審議された。まず、まとまりのある各条が朗読された。ついで、アルメンディンゲンが、あらかじめ書面として作成しておいたコメントを報告した。アルメンディンゲンの報告の後で、委員相互間で質疑応答・意見交換が行われた。ムルツァーもまた、ナポレオン法典全体についてのコメントを、別途書面で提出した。これに対して、グロルマンとヤオブは、幾つかの基本問題についての総論的コメントのみを書面で提出した。ギーセン会議は当初、ライン同盟諸国に共通な法典として、ナポレオン法典を導入することを目論んだはずであったが、審議が進むにつれて、各国の意見の対立が目立った。

以下では、博士論文で取り上げたいろいろな論点の中から、特に重要と思われるものについて、ギーセン会議での審議を紹介する。総論的テーマとしては、ナポレオン法典の導入方法およびインフラ整備についてであり、各論的テーマとしては、土地所有権制度および婚姻・離婚制度である。各論的テーマとして、これら2つを選んだのは、フォイエルバハの叙述にあるように、これらが、ライン同盟諸国にとっては最も衝撃的だったからである。

ギーセン会議では、先行したバーデン＝ラント法の規定も、常に参照されている。わたしもまた、論述にあつては、バーデン＝ラント法の規定およびその起草者ブラウアーによるコメントも併せて、比較対照の参考として紹介していきたい。

3. ナポレオン法典の導入方法をめぐって

第一に争われたのが、そもそもナポレオン法典を、フランス語原文のまま施行するのか、それとも、母国語＝ドイツ語に翻訳したものを施行するのか、であった。グロルマンとヤオブは、フランス語原文のままの施行を主張した。翻訳すれば、ナポレオン法典の精神が

ゆがめられること、ローマ法もまたラテン語原文が継受されたこと、そして、法典を解釈するのは、教養ある専門法律家に限定されることがその理由であった。これに対して、ブラウアー、アルメンディンゲン、ムルツァーは、ドイツ語訳の施行を主張した。いずれも、法典が、言語同様、各民族に独自のものであることを理由にしている。ただ、バーデンは、独自のドイツ語訳を作成したのに対して、ムルツァーは、エアハルトのドイツ語を正文とすることを主張した。

第二に、ナポレオン法典の条文にはない在来の法制度およびナポレオン法典の条文と抵触する在来の法制度に関する規定をどうするかについても意見が対立した。バーデン＝ラント法（ブラウアー）やムルツァーは、ナポレオン法典に附則ないし説明のかたちで独自の条文を設け、これらの条文でもってナポレオン法典と在来の法制度との調整を図った。アルメンディンゲンは、在来の法制度と抵触するナポレオン法典の条文を削除ないし修正すべきことを主張した。これは、特に、在来の土地法制度および婚姻・離婚制度についてあてはまった。これに対して、グロルマンおよびヤオプは、以上の論者が主張するナポレオン法典の修正が、ナポレオン法典の精神をゆがめるものであると批判し、むしろ、ナポレオン法典にあわせて、在来の法制度を革新すべきと主張した。

第三に、どのようにしてナポレオン法典を施行すべきかが、争われた。ブラウアー、グロルマンとヤオプ、ムルツァーは、法典は一体であるべきだからとの理由で、一挙に施行することを主張した。これに対して、アルメンディンゲンは、ナポレオン法典が前提とするインフラ（特に民事身分吏・公証人・不動産登記制度）が、ライン同盟諸国で未整備であることを理由に、ナポレオン法典を一挙にではなく、最初にインフラと無関係の学理的規定を施行し、ついで、インフラ整備が完成した後で、こうしたインフラを前提とする諸規定を段階的に施行することを主張した。

4. インフラ整備をめぐる

ナポレオン法典が前提とする、フランス独自のインフラを、どこまで整備したうえで、ナポレオン法典を施行するかも、争点の1つだった。新しいインフラの整備には莫大な費用を要することが、最大のネックになった。ドイツにはないが、ナポレオン法典が前提とする法制度をフランスと同じように新設しようとするれば、アンハルト＝ケーテン公国のように、財政が破綻することは、目に見えていた。

バーデンでは、公証人を、国家書記 *Staatsschreiber* として、検察官を、王冠の弁護士 *Kron-Anwalt* として、バーデン＝ラント法施行に先立って導入した。その他のインフラについては、ほぼ、既存の施設でもって代替することにした。アルメンディンゲンは、公証人についてのみ既存のインフラでは代替不可能とし、民事身分吏、治安判事、始審裁判官、検察官、警察吏については、それぞれ、聖職者、区の役人（*アムツマン*）、荘園裁判所、荘園裁判所所長、裁判吏で代替可能と説いた。グロルマンおよびヤオプは、公証人、治安判事、検察官および不動産抵当保管吏については、ナポレオン法典と不可分であり、新たに

導入すべきだと主張した。最後に、ムルツァーは、ナポレオン法典が前提とするすべてのインフラを、既存の施設で代替可能だと主張した。他の論者が、口を揃えて代替不可能とした公証人についても、裁判所書記または神聖ローマ帝国以来の公証人で代替できると説いた。

ドイツに在来の、特に裁判所職員で代替しようとするれば、フランスでは徹底された行政と司法の分離が曖昧になり、また、裁判所職員の負担が、著しく増大することが予想された。

次に、各論的諸テーマについて、ギーセン会議の審議内容を検討する。

5. 土地所有権にかかる諸問題について

1804年のフランス人の民法典は、フォイエルバハの言うように、封建的土地法制度を排除して、近代的な土地所有権制度を規定した。第 638 条は、地役権を理由とする、他の土地に対する優位（農民地に対する貴族地）を否定した。第 686 条は、地役権が、要役地および承役地のそれぞれの所有者の人的権利および人的負担を生み出すものではないことを宣言した（賦役・貢納の排除）。第 732 条は、財産相続にあたり、当該財産の性格（たとえば世襲財産か否か）を考慮しないことを規定した。第 896 条では、家族世襲財産を禁じた。第 1911 条および第 530 条は、永久的小作関係を排除し永代小作地代は買い取ることができると規定した。

以上の規定は、今日のわたしたちから見れば当たり前のような印象を与えるところである。しかし、19 世紀初頭のドイツに持ち込むと、どれほど革新的だったかがわかる。

1806 年 7 月 12 日、周知のように、ナポレオンの肝いりで、ライン同盟規約が、一種の国際条約として、ライン同盟に参加した諸国間で締結された。規約第 27 条は、高級貴族（「現在統治している侯爵および伯爵」）に、直営農場地およびそこからの収益ならびに「本質的に主権には属さない」すべての支配権および封建的権利を維持することを認めた。具体的には、下級中級の民刑事裁判権、森林裁判権、森林ポリツァイ権、狩猟・漁労権、鉱山・精錬権、十分の一税および封建的収益ならにこれらに類似する権利である。このライン同盟規約第 27 条は、先に見たフランス民法典の各条と矛盾する。

1807 年、フランス民法典は、ナポレオン法典と改められた。このナポレオン法典にあつては、フランス民法典第 896 条が禁止したはずの家族世襲財産について、マヨラート、すなわち、皇帝が設けた新たな世襲貴族の基盤としての長子単独世襲財産制度を、新しく付け加えた第 896 条第 3 項で新設した。

一方では、封建的特権を廃止する本来のフランス民法典と、他方では、封建的特権を容認するライン同盟規約およびマヨラート制度を新設するナポレオン法典との間で、ライン同盟諸国は、どのように対応したのだろうか。

1809 年のバーデン＝ラント法は、世襲財産を否定したはずのフランス民法典＝ナポレオ

ン法典第 732 条に、附則第 732 条 a「この場合には、レーエン地および世襲地が除外される」と規定した。さらに、永久的小作地代が買い戻されうることを規定した第 530 条には、附則第 530 条 a で、既存の地代については、買い戻し可能であるという特約が付加されている場合のみ、買い戻しが認められる、と限定した。そのうえで、上級所有権・用益所有権から成る分割所有権、世襲財産、十分の一税、永久的小作地代、製粉所（水車）・ブドウ絞り機・パン焼き窯・居酒屋などを利用するときには領主の施設の利用を強制する強制権ならびに賦役義務につき、それぞれ附則のかたちで規定した。起草者ブラウアーは、特に分割所有権、世襲財産、十分の一税についての注釈において、それらがフランスでは廃止されたが、ライン同盟規約第 27 条によって、ライン同盟諸国にあつては容認されることを強調する。

ギーセン会議では、アルメンディゲンは、国際条約としてのライン同盟規約が、ナポレオン法典よりも優先されるべきだとして、ライン同盟規約第 27 条に抵触するナポレオン法典各条の削除を主張した。同時に、アルメンディンゲンは、こうした封建的法制度が、時代遅れになっていて改革を必要とすることも説いている。

ムルツァーは、以下の理由から、ナポレオン法典とドイツ在来の封建的制度は矛盾しないと主張した。第一に、ナポレオン法典各条は、分割所有権・世襲財産・十分の一税などについて、これらを積極的に禁止するものではない。第二に、ナポレオン法典第 2 条は、法律の遡及効を原則として禁止する。仮に、ナポレオン法典が、在来の封建的法制度を禁じるとしても、この禁止は、将来に向けてのみ適用されるべきであつて、在来の諸関係には遡及的に適用されてはならない。したがって、在来の封建的法制度は維持される。将来については君主の許可でもってこの禁止を解くことが可能である。第三に、ライン同盟規約第 27 条が明示的に封建的法制度を認める。第四に、「時代の精神」であるナポレオン自身が、新たな装いの下での世襲貴族制度およびその基盤としてのマヨラート制度を認める。「時代の精神」に従うべきである。

これらの論者に対して、グロルマンおよびヤオプは、ナポレオン法典第 896 条第 3 項に新設されたマヨラート制度については認めるものの、その他の封建的法制度については、これを否定した。第一に、「書かれた理性」としてのナポレオン法典が、国内法ではあつても、国際条約としてのライン同盟規約よりも優先されるべきである。第二に、ライン同盟規約第 27 条は、あくまでも、「現在統治している侯爵および伯爵」のみに、その租税源として、農場地や種々の特権を認めるにすぎないのであつて、等族一般に、こうした特権を認めるのではない。第三に、在来の封建的法制度は、自由な資本蓄積にとって妨げとなっている。これを除去しなければ、フランスのような近代国家の形成はありえない。

要するに、ナポレオン法典を、ドイツの在来の法制度に合わせて修正ないし補足するか、あるいは、ナポレオン法典にあわせて、ドイツの在来の法制度を改革するか、で、一方では、ブラウアー、アルメンディンゲン、ムルツァーと、他方では、グロルマンとヤオプとの間には、妥協できない相違があることが、明らかである。特に、ナポレオン法典とライ

ン同盟規約とのいずれを優先するかは、未決着のままであった。

6. 婚姻と離婚に関する教会の関わりをめぐる

フォイエルバハによれば、ナポレオン法典の「革命的」性格は、婚姻や離婚に関する教会の排除にもまたあった。ナポレオン法典は、婚姻の成立要件としては、両性の意思の合致（第 146 条）および民事身分吏の前での挙式（第 165 条）を求める。

バーデン＝ラント法は、このナポレオン法典の規定を、そのまま採用した。起草者ブラウアーは、「我々の法律は、婚姻を、かの教会的な性格から断ち切って、民事契約として取り扱う」と言い切っている。これも、今日のわたしたちにとっては、あたりまえの原理であるかのように見える。

しかし、ギーセン会議では、どうだろうか。ギーセン会議では、アルメンディンゲンは、ナポレオン法典、したがって、バーデン＝ラント法が、婚姻を民事契約としてとらえ、教会の関与を排除したことに対して、次のように批判した。婚姻は、性的衝動を人間学的に満足させるものである。この婚姻を生み出すのは、道徳であって、法ではない。ヨーロッパ文明諸国は、すべてキリスト教国家である。国家と宗教（キリスト教）との結びつきは必然的である。キリスト教国家にあっては、婚姻は、世俗的側面と宗教的側面とを併せ持つ。ナポレオン法典は、婚姻から、宗教的側面を奪い取り、婚姻を純粋な民事契約としてとらえる。これは、「啓蒙の狂気の時代」に生み出されたものであり、ローマ＝カトリック教会に対する反発にほかならない。アルメンディンゲンは、ナポレオン法典の継受にあたっては、つぎの 2 点を提案する。第一に、民事身分吏の前での挙式を、聖職者（司祭・牧師）の前での挙式に置き換える。ただし、第二に、異なる宗教、特に、キリスト教徒とユダヤ教徒、あるいは、異なる宗派、特にカトリック信者とプロテスタント信者との婚姻に対応するために、教会外での挙式の可能性も認める。

ムルツァーもまた、その派遣元である筆頭君侯ダルベルクがレーゲンスブルク大司教であったこともあって、原則として、聖職者（司祭・牧師）の前での挙式を、婚姻成立の要件とする提案をした。ムルツァーによれば、キリスト教こそが、両性を結び付ける絆となりうるものであった。ナポレオン法典が、国家は、いかなる宗教も知らないとの原則に立つのに対して、筆頭君侯国にあっては、国家は、カトリック・福音主義・ルター派という 3 つのキリスト教宗派を知っている、と断言している。

アルメンディンゲンやムルツァーが、婚姻の成立要件に、宗教的、より厳密には、キリスト教的要素を再び持ち込んだのに対して、同じギーセン会議のメンバーでありながら、グロルマンおよびヤオプは、ナポレオン法典およびバーデン＝ラント法に賛成して、したがって、アルメンディンゲンとムルツァーに反対して、婚姻を、国家にあっては、純粋な市民的契約とし、宗教、特にキリスト教の持ち込みに反対した。婚姻は、倫理的制度である。婚姻は、倫理的制度としては宗教に属する。国家は、あらゆる宗教を尊重し、保護すべきである。しかし、国家それ自体は、いかなる宗教をも持つべきではない。国家は、

特定の宗教の原則を、婚姻成立の要件としてはならない。ナポレオン法典は、世俗＝市民法の中に、特定の宗教を混入しない。このナポレオン法典の態度は、ヘッセン大公国にあっても存続すべきである。

婚姻を契約としてとらえるか、あるいは、カトリックのように秘蹟（サクラメント）としてとらえるか。国家は、市民に信教の自由を保障するが、国家および国家の法制度には、宗教的要素を持ち込んではいならないとするのか、あるいは、国家それ自体を、キリスト教国家とするのか。婚姻の成立要件における教会の関与の是非をめぐる議論の背景には、国家と宗教との在り方についての基本的な見解の相違があった。婚姻の成立要件に関しては、ライン同盟諸国のうち、ナッサウおよび筆頭君侯国にあつては、ナポレオン法典の条文それ自体の修正・変更は避けがたいものであった。

婚姻が両性の合意によって成立する世俗的な契約だとすれば、婚姻の解消もまた、両性の反対合意としての協議離婚によって可能であるはずである。宗教、特にキリスト教および教会の関与は、今日の日本法にあっても要件ではない。

しかし、周知のように、フランスだけでなく、ヨーロッパ各国においては、カトリック教会が、そもそも離婚を認めていなかった。カトリックでは、今日でも、離婚を認めず、認められるのは、「食卓と寝床との分離」としての別居のみである。

伝統的にカトリック国家であったアンシャン＝レジーム（旧体制）期のフランスでは、カトリックによる離婚禁止が原則であった。これに対して、フランス革命のまっただなか、1792年9月20日法が、夫婦の合意による離婚を認めた。1804年のフランス民法典第233条は、婚姻解消についての夫婦の合意には、離婚原因としての効果を認めず、夫婦関係を耐え難いものにして、暴行、虐待または侮辱による夫婦共同生活の破綻を推定させる証拠という効力のみを認めた。同時にフランス民法典は、離婚が宗教上の理由から認められないカトリック信者のために別居制度を規定した。1807年のナポレオン法典にあってもフランス民法典の規定が引き継がれている。

1809年のバーデン＝ラント法は、ナポレオン法典の規定をそのまま取り入れた。それより早く、1807年のバーデンの婚姻法第45条が、夫婦の離婚についての合意は、婚姻の解消を許す法的原因ではありえない、と規定していた。

以上のように、ナポレオン法典にあっても、またそれをいち早く継受したバーデン＝ラント法にあっても、離婚に関しては、婚姻同様、教会の関与を排除した。

では、ギーセン会議では、どのような議論があつたのか。離婚についても、一方では、ヘッセンのグロルマンと、他方では、ナッサウのアルメンディンゲンおよび筆頭君侯国のムルツァーとの間に意見の対立が目立った。グロルマンは、ナポレオン法典の規定に全面的に賛成し、教会の関与を排除した。これに対して、アルメンディンゲンは、夫婦双方の離婚についての合意を、離婚原因ではなく、婚姻破綻の強い推定としたナポレオン法典第233条を、喜ばしいこととして歓迎した。すでに婚姻のところで論述したように、アルメンディンゲンにとっては、婚姻は、両性の合意によって成立するものではなく、したがって、

その解消も、夫婦の反対合意で行われるべきものではなかったからである。そのうえで、アルメンディンゲンは、離婚を認められないカトリック信者については、カトリック教会で別居の手続きを行い、また、プロテスタント信者については、プロテスタント教会で離婚の手続きを行うべきだとして、離婚を教会の専権事項と位置づけた。ムルツァーもまた、婚姻同様、離婚についても、教会の専権事項だと説いた。婚姻の締結同様、締結された婚姻を無効と宣告するのも、宗教上の事項だというのである。

ただ、教会が、どこまで、離婚にかかる諸々の手続きに関与するべきか、については、アルメンディンゲンとムルツァーとでは、意見が分かれている。アルメンディンゲンは、プロテスタント信者の離婚およびカトリック信者の別居または婚姻無効それ自体の判断のみならず、財産分与・慰謝料や離婚後の親権といった離婚に付随する身分法や財産法上の手続き一切を、教会の専権事項であると主張した。これに対して、ムルツァーは、教会の専権事項としては、離婚または別居の判断のみに限定し、これに対して、離婚または別居に付随する身分法や財産法上の手続きを、通常の民事裁判所の管轄事項だと説いた。

以上のとおり、フォイエルバハが、かつてナポレオン法典の基本的性格の 1 つとして称揚した、民法典からの教会の排除もまた、ギーセン会議では、各委員間では、意見の対立があった。少なくとも、アルメンディンゲンやムルツァーにとっては、教会を抜きにして、婚姻や離婚に関する規定を構想するのは、不可能であった。

7. 残された諸課題と今後の研究について

1810年3月28日の第47回会議をもって、ギーセン会議は無期延期となり、その後二度と開催されることはなかった。そして、1812年に始まったナポレオンのロシア遠征が失敗に終わると、1813年、諸国民解放戦争の中で、ライン同盟それ自体が瓦解した。

ギーセン会議に参加した3か国のうち、ナポレオン法典を、実際に施行するに至ったのは、ただ筆頭君侯国、後のフランクフルト大公国のみであった。フランクフルト大公国にあっても、ナポレオン法典が施行されたのは、1811年1月1日から1814年1月16日までの、わずか3年間に過ぎなかった。

このような事情によって、ギーセン会議のみならず、ライン同盟諸国におけるナポレオン法典継受の試みそれ自体が、忘れ去られていく。

しかし、ギーセン会議に参加したメンバーは、その後、各方面で活躍することになった。アルメンディンゲンとグロルマンが、フォイエルバハとならんで、ドイツ近代刑法学の形成に貢献したことはよく知られているところである。ムルツァーは、フランクフルト大公国崩壊後、バイエルン王国に官吏として任用された。グロルマンとヤオブは、ヘッセン大公国の大臣に就任した。さらに、ヤオブは、1848年のフランクフルト国民議会で議員として活躍することになる。これらの活躍にあたっては、ナポレオン法典についての素養が役立った、と推定されるところである。

ナポレオンの没落後、レーベルクが、ナポレオン法典をドイツに導入することに対する

批判の書を公刊した。これに対して、ティボーが、ナポレオン後のドイツに共通の統一法典を編纂することを提案した。このティボーもまた、ハイデルベルク大学で、かつては、ナポレオン法典を、再三講義していたのである。このティボーの提案に対して、サヴィニーが、主に当時のドイツにおける法律学の水準の低さを根拠として、統一法典の編纂に反対した。しかし、サヴィニーもまた、ナポレオン法典について造詣が深かったことは、その主著『現代ローマ法体系』を一瞥すれば、明らかである。

フランス民法典ないしナポレオン法典は、ドイツにあってもなおその後実際に存続した。1800年のリュネヴィル条約以降フランス領に併合されていたライン左岸地域では、1804年に施行されたフランス民法典が、ウィーン会議でプロイセン領となった後でも、1900年のドイツ民法典施行まで、現行法典であった。また、バーデン大公国にあっても、1809年のバーデン＝ラント法は、同じく、1900年のドイツ民法典施行まで、現行法典であった。これらの地域では、かつてギーセン会議で培われたナポレオン法典に関する素養が、実務にあってもまた活用されたと考えられる。かのサヴィニー自身、一時期、ベルリンにあったライン州最高裁判所の判事として、ライン州法典＝フランス民法典の運用に従事していたことが知られている。

かつて、ゲーテは、エッカーマンとの対話の中で、次のように語った。「我々ドイツ人は、自分自身の環境という狭い圏内から外に目を向けないでいると、固陋なうぬぼれに陥りがちである。だからわたしは好んで他の諸国民のもとを見回すし、また誰にでもそうするように忠告している。今日では国民文学はあまり意味を持たない。世界文学の時代が来ているのだ」。冒頭で述べたように、ドイツにおけるフランス法の継受は、ゲーテになれば、ドイツにとっては、近代法形成の1つの原動力ではなかったではなかろうか。ウィーン会議後、1848年のフランクフルト国民議会までの期間において、特に、ティボー・サヴィニーに代表される法典論争にあって、ギーセン会議での議論がどのように引き継がれていったのか、これを当時の原史料に即して研究することが、今後の課題である。